

## 物 品 購 入 契 約 書

- 1 物 件 名 情報管理システム機器更新業務
- 2 納入場所 大阪市北区中之島2丁目2番2号
- 3 納入期限 令和6年8月30日
- 4 契約代金額 金 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 5 契約保証金 免除

上記の物件について、発注者大阪湾広域臨海環境整備センターと供給者とは、次の事項により  
売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 (住所) 大阪市北区中之島二丁目2番2号  
(氏名) 大阪湾広域臨海環境整備センター  
理事長 服部 洋平

供給者 (住所)  
(氏名)

(総則)

第1条 発注者(以下「甲」という。)及び供給者(以下「乙」という。)は、頭書の物件の売買契約に関し、この、契約書に定めるもののほか、別冊の図面及び仕様書(以下これらを「仕様書」という。)に従い、これを履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約履行の調査等)

第3条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し契約の履行状況について調査し若しくは報告を求め、又は物件の納入前に検査をすることができる。

(契約の変更、中止等)

第4条 甲は、必要があると認めるときは、契約内容を変更し又は契約の履行を一時中止させることができる。この場合において、契約代金額又は納入期限を変更する必要があると認められるときは、甲乙協議してこれを定める。

2 前項の場合において乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(乙の請求による納入期限の延長)

第5条 乙は、その責に帰することができない理由その他の正当な理由により納入期限内に物件を納入することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって納入期限の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して書面をもって定める。

(損害の負担)

第6条 物件の引渡し前にその物件について生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、乙が負担しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担するものとし、その負担額は、甲乙協議して定める。

(検査及び引渡し)

第7条 乙は、物件を納入するときはその旨を事前に甲に通知し、甲の指示に従って、検査報告書を添えて物件を納入しなければならない。

2 甲は、前項の規定による納入を受けたときは、納入が完了した時点で検収をし、その結果を乙に通知しなければならない。

3 甲が前項の検査合格の通知をしたときは、乙は当該物件を直ちに甲に引き渡さなければならない。

4 乙は、納入した物件が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補(甲の承認を得たときは、代品による納入を含む。)して、甲の再検査を受けなければならない。

(契約代金の支払)

第8条 乙は、前条第2項の検査に合格し物件の全てを甲に引き渡したときは、書面をもって契約代金の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第9条 甲は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

① 履行の追完が不能であるとき。

② 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- ③ 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- ④ 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第10条 乙の責に帰すべき理由により納入期限内に物件を納入することができない場合において、納入期限経過後相当の期間内に納入する見込みのあるときは、甲は、乙から損害金を徴収して納入期限を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、契約代金額につき、遅延日数に応じ、年8.25%の割合で計算した額とする。

3 甲の責に帰すべき理由により、第8条第2項の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年8.25%の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- ① その責に帰すべき理由により、納入期限内又は納入期限経過後相当の期間内に物件を納入する見込みがないと明らかに認められるとき。
- ② 前号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- ③ 第13条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約代金額の1/10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

第12条 甲は、物件の納入が完了しない間は、前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は甲乙協議して定める。

(乙の解除権)

第13条 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

- ① 第4条第1項の規定により、契約内容を変更したため契約代金額が2/3以上減少したとき。
- ② 甲が、契約に違反し、その違反により物件を納入することが不可能となったとき。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(補則)

第14条 この契約書に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

## 暴力団排除に関する特約

(誓約書の提出)

第1条 乙(受注者をいう。以下同じ。)は、甲が暴力団を利することにならないよう講じる措置に協力するため、乙が暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと等を表明した誓約書を甲(大阪湾広域臨海環境整備センターをいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

2 乙は、本契約の履行に当たり、業務の一部を請け負わせ、又は資材若しくは原材料を調達する場合は、その下請負人又は資材等を調達する相手方(以下「下請負人等」という。)が暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと等を表明した誓約書(別記様式)をそれぞれから徴収し(甲が徴収の必要がないと認める場合を除く。)、その写しを甲に提出しなければならない。

(役員等に関する情報提供)

第2条 甲は、乙及び下請負人等(前条第2項の規定により乙が誓約書を徴収した下請負人等に限る。以下同じ。)が暴力団等に該当しないことを確認するため、乙に対して、乙及び下請負人等の役員等(乙又は下請負人等(乙又は下請負人等が共同企業体であるときは、その構成員)が法人である場合において、その法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時請負契約を締結する事務所をいう。)を代表するものをいう。)についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。

2 甲は、乙から提供された前項の情報を乙及び下請負人等が暴力団等に該当しないことを確認するため、警察その他の関係機関に提供し情報を求めることができる。

(契約の解除)

第3条 甲は、乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時請負契約を締結する事務所をいう。)を代表するものをいう。)又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。

(2) 役員等又は経営に事実上参加している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

(4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他この契約の履行に伴い締結する契約の締結にあたり、その相手方が第1号から第4号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

2 乙は、前項の規定によりこの契約が解除されたときは、違約金として請負代金額又は業務委託料等の契約金額(契約が単価契約である場合は、契約時における契約期間中の予定数量により見込んだ支払金額の総額とする。)の100分の10に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項の規定により、この契約が解除された場合において、甲は、この契約の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

4 第1項の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は甲に対してその損害を請求することはできない。